

平成29年度 第11回 春日区地域協議会

次 第

日時：平成30年1月17日（水）午後6時30分～
会場：上越市役所 木田庁舎 4階 402.403会議室

延 120分

1 開 会

2 議 題

(1) 地域活動支援事業について 【60分】

① H30 年度の採択方針等の検討・確定

資料1

資料2

— 休 憩 — 【5分】

(2) 自主的審議事項について 【45分】

② 分科会による検討（全体会なし）

3 その他

(1) 次回開催日と内容 【5分】

(2) その他 【5分】

4 閉 会

会 議 録

(抜粋・要約)

※すでに公表されている会議録を加工したものであり、発言した委員名はそのまま掲載した。
※「事務局補足」は、当資料作成時に追記したもので会議時の発言にはない。
※「良かった事柄」については割愛した。

- 1 会議名
平成 29 年度第 6 回春日区地域協議会
- 2 議題（公開・非公開の別）
 - (1) 地域活動支援事業について（公開）
 - ① 採択結果の報告
 - ② 制度の振り返りと見直し
- 3 開催日時
平成 29 年 7 月 13 日（木）午後 6 時 30 分から午後 8 時 10 分まで
- 4 開催場所
上越市役所木田庁舎 4 階 402・403 会議室
- 5 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）
 - ・委員：安樂 大、今井 孝、太田一巳、大竹明德（副会長）、金子隆一
洪木 俊（副会長）、田沢 浩、田中幸晴、谷 健一、新野武宣、野澤武憲
橋本桂子、藤田晴子、星野 剛、吉田幸造（会長）、吉田 実、鷺澤和省
(欠席 3 人)

◆発言の内容（要旨）

—審査基準—

- 審査を地域協議会が担うことは疑問だ。（同じ土俵でしっかり審査する機関が必要だ）
【吉田実委員】
- 事業内容の種類が8つの項目に分かれているが、「高齢者」「子ども」「社会環境」「町内会」の4項目くらいがよい。（毎年度テーマを決めてメリハリをつけて優先採択を考えないと、毎年度同じような事業と順位になる）【星野委員】
- “青少年”というキーワードが出てきている。来年度の採択方針を決めるときに、“青少年”という文言を入れることを検討したらよい。【田沢委員】
- 「評価の低い事業」とする基準で、委員の3分の2以上が“不適合”と判断した場合とあるが、もう一度見直してもよい（採点結果で点数順になっているが、真ん中の順位の事業で、不適合というのは意外と多かったため）【今井委員】

→適合か不適合は点数付けとは別に捉えていただきたい。【大竹副会長】

ープレゼンテーションー

- プレゼンテーションでは“委員は質問してはいけない”ということだったが許可して欲しい。【鷺澤委員】
- 全ての団体のプレゼンテーションを見たかった。(希望制だったため)【今井委員】
- 協議会委員がプレゼンテーションを行うことは、公平公正という視点から不可解。誤解を招くような行動はすべきではない。委員がプレゼンターとして説明を行うのは、協議会にも非常に影響が大きいから、団体に所属している人で、他の人が代わりに説明をすればよい。【鷺澤委員】
- 団体に所属する委員がプレゼンテーションをするのはよいとは思いますが、市民目線で公平性を欠くと言うのであれば、自粛するかたちを取るのもよい。【安樂委員】
 - ➡ 団体に所属していても、各個人として協議会委員になっているので、その辺は踏まえていただきたい。【大竹副会長】
 - ➡ 発言の自由を奪う。【野澤委員】
 - ➡ 協議会委員の中で提案事業に無関係の方は3分の1もおらず、皆さん何かしらに携わって活動されていると思う。【金子委員】
 - ➡ 一個人として平等に物事を見て考えてやっていけばよい。(意見を控えるとか、あまり質問してはいけないということは、しないほうがよい)【金子委員】
 - ➡ 昨年度は、自分の所属しているところには、何かプラスになることを言ってあげたいと思って発言をしたことは反省点だったため、今年度はあまり意見を言わないようにしていた。【太田委員】
 - ➡ 関係している人ばかりではないので、関係している団体への発言はやはり控えたほうがよい。【太田委員】
 - ➡ 一個人でもあるので、他の提案団体で聞きたいことや分からないことは意見してよいと思う。【太田委員】
 - ➡ 協議会委員と提案団体がかぶっていることの是非を議論するよりも、税金の使途の透明性がどうかということだ。【今井委員】
 - ➡ 自分が団体に所属している人の意見は、言い方によっては誤解される。(最初から利益を誘導する人もいるかもしれない)【今井委員】
 - ➡ 事前説明会で直江津区のかつて地域協議会長が意見を言っていたが、外から見ると春日区はそういうふうに見えるということも事実だ。【今井委員】

—提案内容の改編—

- 提案書の中身について、委員は改善を提案したい気持ちが出てくるだろうが、協議会にそのような権限はないので委員は理解したほうがよい。【橋本委員】

—減額案調整シート—

- 配布時期をもう少し早めて、各委員の考えを自分の中に取り入れる期間が必要だ。【安楽委員】
- 委員全員分のコピーが配布されたときに、読み込む時間が欲しかった。（書いてあることが多かったので、その内容をもっと反映させれば、さらに説得力のある結果になったと思う）【今井委員】
- 減額案は会議の2日前くらい前に配布して欲しい。（当日、委員が持参したものを他の委員に配布したため、ゆっくり検討できなかった）【田中委員】
- 減額をするときに、雑な判断があった気がする。（どの項目を減らしてよいかを委員同士で協議したが、件数が多く、時間が差し迫った状況で、提案者の思いを汲みきれていない議論の末の判断があったのが残念）【橋本委員】

—事前説明会の開催—

- 町内会で対応できる団体等もあったので、他の補助金を検討してもらうのもよい。【安楽委員】
- いろいろな補助金制度があるが、理解していない人が多いので、補助金制度の一覧表を市で作成して配布したらよいと思う。【星野委員】
※「町内会長ハンドブック」を全町内会長に配布し、種々の制度を周知している。（事務局補足）
- 広く住民の皆さんにもお知らせする方法があるのではないか。【新野委員】
※募集要項は、4/1市広報紙と合わせて全世帯配布し周知徹底を図っている。（事務局補足）
- 3月頃に実績報告が配布されると思うが、それは協議会委員しか目にしない。たよりのようなかたちで、提案団体の活動内容や報告をしたらよい。採択した事業は応援してあげて、地域に広めてあげたらよい。（係わっている人でなければなかなか情報を得る

ことができない)【太田委員】

※「事例集」の市HPへの掲載、「地域活動支援フォーラム」の開催と事例発表、個々の活動についての新聞報道等で広報PRを進めている。(事務局補足)

- 地域活動支援事業の中で補助金の申請にあたっての考え方はどのような範囲なのか、基準[?]をはっきりさせたほうがよい【新野委員】

—その他—

- 地域活動支援事業はいつまであるかの保証はないので、制度のあるうちに自己資金で自立できる環境にしていかなければいけない。【吉田実委員】
- 補助金があるうちに、力を培って、次代につないでいく礎になる。【新野委員】

—過去の提案団体や事業—

- 春日山城跡保存整備促進協議会の春日山城跡周辺のチップ舗装は費用が多く掛かっているが、現在の有効性は認められないのではないか。【谷委員】
- 春日商工振興会は、採択されたものの効果的には残念な結果だ。今後は、費用対効果や有効性を見極めていく必要がある。【谷委員】
- 木田新田町内会の提案は、少ない人数の町内会が、高い町内会費を払いながらも、青年会や子供会を立ち上げたとのことが評価できる。一生懸命に努力している町内からの30万円の申請で10万円程度を減額したが、全額支援すべきだった。内容を見極めて採択する必要がある。【谷委員】

—購入した備品の使い方—

- 旗を立てっぱなしにして、古くなったらまた購入すればよいという使い方にも工夫が必要だ。【谷委員】

平成30年度の地域活動支援事業の採択方針等の検討について（春日区）

1. 基本的事項

項目	平成29年度の状況	備考	振り返りによる協議事項（平成30年度の方針）	検討結果 （見直しの有無）
採択方針	<p>地域住民が安心して暮らせる地域づくりを進めるとともに、春日山城跡を中心とした豊かな歴史、文化と自然の宝庫を活かし、保存整備を基本とした環境整備のため、住民が自主的・主体的に取り組む事業のうち、次に掲げる事業を優先的に採択する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●行政と住民、NPOなど団体と住民が協働して取り組む、または住民が主体となって取り組む地域づくり事業 ●地域住民が心豊かで安全安心に暮らせる住みよいまちづくりを進める事業 ●春日区の自然景観と観光資源の整備活用を図る事業 ●観光に関するイベントの企画、実行や特産品開発などにより、地域力の向上に資する事業 ●関係団体や地域住民の総力をあげた環境への関心向上のための事業 ●春日山を中心とした地域の自然・里山・歴史等を学ぶ事業 ●芸術・文化・スポーツを通じた活動により、地域の活性化に資する事業 ●地域住民が互いに尊重し理解を深め、繋がりを形成できる事業 <p>（順不同）</p>	※29年度から「保存整備を基本とした」を追加	<p>①優先採択事項は、毎年度テーマを決めてメリハリをつけてを考える。 （毎年度同じような事業と順位になってしまう）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●高齢者 ●子ども ●社会環境 ●町内会 <p>の4項目程度</p> <p>②「青少年」の追加。</p>	無・有
補助率	10/10以内	審査・採択の過程で減額等の対応が可能	—	無・有
補助金の 限度額 （上限・下限）	上限：なし（春日区の採択可能額が上限となる） 下限：5万円（5万円未満の事業は対象外）	—	—	無・有
ヒアリング （疑問点の 解消方法）	提案者が希望する場合、「プレゼンテーション」を行う。（ヒアリングは行わない） プレゼンテーションを希望しない場合は、書面による照会を行い「質疑応答集」を作成する。	※29年度からプレゼンテーションを実施。（ヒアリングの実施なし）	<p>③委員からの“質問”を許可する。</p> <p>④協議会委員はプレゼンテーションも自粛する。（関連：後述「2.申し合わせ事項」）</p>	無・有
共通審査基 準の項目と 配点	5項目とも配点5（25点満点、傾斜配点なし） 公益性：5点、必要性：5点、実現性：5点、参加性：5点、発展性：5点	—	—	無・有

順位付けの方法	共通審査基準の平均点の合計得点が高い順に順位付けを行う	採択方針への適合判定結果は、採否並びに採択額決定時の参考とする	—	無・有
	「評価の低い事業」とする基準 ・「採択方針」の適合性（○または×） …委員の2/3以上が採択方針に“適合しない”と判断する事業 ・共通審査基準に基づく採点（5点～1点） …共通審査基準5項目のうち、 <u>1つでも平均点が2点未満の事業</u>	事務局で順位付けを行わず、協議会で採否を協議する。（つまり番外として上記で順位付された事業の下位に置く事業）	⑤「評価の低い事業」とする基準で、 <u>委員の3分の2以上が“不適合”と判断した場合。</u> （採点結果で点数順になっているが、真ん中の順位の事業で、“不適合”という事業が意外と多かったため）	無・有

2. 申し合わせ事項

項目	平成29年度の状況	ポイント	振り返りによる協議事項（平成30年度の方針）	検討結果 (見直しの有無)
委員が事業提案者の場合の当該事業の審査	提案のあった全ての事業の審査・採点を行う。ただし、当該事業を擁護する発言は自粛することとする。	一般の提案団体との公平性・公正性を保つ観点から左記の対応としている。		無・有

3. 審査から採択決定に至るまでの流れ

平成29年度の状況	ポイント	振り返りによる協議事項（平成30年度の方針）	検討結果 (見直しの有無)										
<p>★下線部は委員が行う作業</p> <p>①センター：提案の取りまとめ <u>（「事業提案書(様式)」に変更を加え、事業を達成するために要する最低限の費目とその額、プレゼンテーションを希望するか否かを“選択する欄”を記入してもらう）</u></p> <p>↓</p> <p>②センター：各委員へ事業提案書等を配布</p> <p>↓</p> <p>③委員：・事業内容を確認 ・（質問がある場合）質問票の作成 ⇒ ④センターへ報告</p> <p>↓</p> <p>⑤センター：委員からの質問票一覧の事前配布 + 委員：内容確認</p> <p>↓</p> <p>⑥委員：質問票一覧による課題の共有と質問事項の確定 【協議会開催】</p> <table border="1" data-bbox="225 919 1362 1377"> <tr> <td>A プレゼンテーションを希望する団体</td> <td>B プレゼンテーションを希望しない団体</td> </tr> <tr> <td colspan="2">⑦センター：提案者への確定質問事項送付</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">⑧提案者：回答準備</td> <td>⑧提案者：回答の作成+提出</td> </tr> <tr> <td>⑨センター：提案者からの回答とりまとめ</td> </tr> <tr> <td>⑩センター：委員宛回答一覧の送付</td> </tr> <tr> <td>⑨提案者：プレゼンテーション実施 【協議会開催】 ・事業の提案 ・事前通告質問事項の“口頭による” 回答（委員による新たな質問は禁止）</td> <td>⑪委員：回答一覧の内容確認</td> </tr> </table> <p>↓</p> <p>A 委員：意見交換会の実施 【協議会開催】</p> <p>↓</p> <p>B 委員：自宅採点 ⇒ ⑥' センターへ報告</p> <p>↓</p> <p>C センター：結果集計 ⇒ 委員宛結果一覧の送付</p> <p>↓</p> <p>D 委員：審査・採択事業の決定 【協議会開催】</p>	A プレゼンテーションを希望する団体	B プレゼンテーションを希望しない団体	⑦センター：提案者への確定質問事項送付		⑧提案者：回答準備	⑧提案者：回答の作成+提出	⑨センター：提案者からの回答とりまとめ	⑩センター：委員宛回答一覧の送付	⑨提案者：プレゼンテーション実施 【協議会開催】 ・事業の提案 ・事前通告質問事項の“口頭による” 回答（委員による新たな質問は禁止）	⑪委員：回答一覧の内容確認	<p>採択決定に至るまで、3～4回の会議開催が必要</p>	<p>⑥</p> <p>↓</p> <p>A 委員：意見交換会の実施 【協議会開催】</p> <p>↓</p> <p>B 委員：自宅採点 減額案調整シートの作成 } ⇒ ⑥' センターへ報告</p> <p>↓</p> <p>C センター：結果集計 ⇒ 委員宛結果一覧、減額案調整シートの送付</p> <p>↓</p> <p>D 委員：審査・採択事業の決定 【協議会開催】</p>	<p>無・有</p>
A プレゼンテーションを希望する団体	B プレゼンテーションを希望しない団体												
⑦センター：提案者への確定質問事項送付													
⑧提案者：回答準備	⑧提案者：回答の作成+提出												
	⑨センター：提案者からの回答とりまとめ												
	⑩センター：委員宛回答一覧の送付												
⑨提案者：プレゼンテーション実施 【協議会開催】 ・事業の提案 ・事前通告質問事項の“口頭による” 回答（委員による新たな質問は禁止）	⑪委員：回答一覧の内容確認												

4. 提案事業の補助希望額の総額が配分額を大幅に上回った場合の採択事業と採択額の決定方法について

項目	平成29年度の様況	ポイント		振り返りによる協議事項（平成30年度の方針）	検討結果 （見直しの有無）
①採択事業の 仮決定	不採択とすべき事業を 仮決定する。	集計結果の順位を尊重して仮決定 ※ 採択事業となっても、採択額の協議の過程で予算配分が できず、実質不採択となることがある	相応の時間を掛けて、慎重に審査を行う （上記3-D関連）	—	無 ・ 有
②採択額の 仮決定	採択事業の採択額（補助 額）を仮決定する。	補助総額が配分額に対して、どの程度になるかを見極めるため、集計結果を尊重して採択額を仮決定 ※ 原則として順位付けに応じた減額を行う （逆転状態が生じないように留意する）		—	
③採択事業と 採択額の 本決定	仮採択並びに決定額の 妥当性を検証する。	・仮採択事業並びに採択額が順位付けと整合しているか再確認し、必要に応じて調整 ・また、不採択並びに減額対応とした提案について、提案者に説明する判断理由を確認・整理		—	

5. 募集期間

平成29年度の様況	ポイント	平成30年度の方針
4月3日～4月21日（約3週間） ・25年度：4/1～4/15 ・26年度：4/1～4/15 ・27年度：4/1～4/21 ・28年度：4/1～4/28	採択決定に至るまで、3～4回の 会議開催が必要	平成30年4月 日（ ）～ 月 日（ ）まで（ 週間）

春日区地域協議会 地域活動支援事業 事前説明会 実施計画（案）

1 目的

新年度の地域活動支援事業の募集に向けて制度・提案要領等の説明を行い、より多くの提案を促すほか、春日区地域協議会の活動報告を行い、地域協議会の認知度を高める。

2 参加対象

- ・春日区内に在住する市民
- ・ 〃 の各種団体（これまでの地域活動支援事業提案団体等）

3 広報周知

- ・地域協議会だよりの全戸配布（2/15号の広報上越と一緒に配布）
- ・各団体代表者に開催通知を送付
- ・地域協議会委員からの声かけ

4 出席者

- ・春日区地域協議会委員 20名 ほか事務局

5 内容

（進行：事務局）

【延 60 分】

(1) 開会の挨拶

3 分

- ・吉田会長 挨拶

(3)

(2) H30 年度の地域活動支援事業の概要説明

30 分

- ・事務局から説明
- ・質疑応答

(15)

(15)

(3) 地域協議会の活動報告

25 分

- ・自主審議の経過報告（分科会から各 1 名ずつ発表）
- ・質疑応答

(15)

5分×3名

(10)

(4) 閉会の挨拶

2 分

- ・大竹副会長 挨拶

(2)

◎ 閉会後に参加者からの個別相談（事務局対応）

→委員は解散

6 開催日及び会場 **要調整事項**

A：いずれかのパターンを選択し、日時を決定させる

B：(分科会にて) 発表する委員と内容を決定させる

	パターン ①	パターン ②
	平日の夜間	土日の昼間
開催日時 (事務局提案)	3月7日(水) 18時30分から	3月10日(土) or 3月11日(日) 10時00分から or 13時00分から
会場案	上越市市民プラザ 第 〇 会議室	
所要時間	約60分	
備考	他区の状況(中部まちづくりセンター所管自治区) 【諏訪区】協議会終了後(平日夜) 【新道区】 〃 (〃) 【高土区】 〃 (〃) 【津有区】単独で開催(平日夜)	